

—書評—

## 小西唯雄編著『産業と企業の経済学』

御茶の水書房、1998年6月25日発行

菊川貞巳

本書は関西学院大学産研叢書の第22編として出版されたもので、経済学部、商学部、法学部および産業研究所に属する11名の研究者が「産業と企業」をめぐる共同研究を行い、編著者である小西唯雄名誉教授が全体を編纂したものである。本文230頁余の中に「産業と企業」をテーマとした11の相当幅広い独自の研究論文を、全体として統一あるものに編纂した編者の苦労が十二分に察しできる。

まず目次を見ると、本書の構成は、序章、第Ⅰ部「理論・学説史的展開」、第Ⅱ部「政策的展開」、第Ⅲ部「経営学的展開」、そして「あとがき」から成っている。第Ⅰ部は3つの章から成り、第1章は田中敏弘名誉教授の「独占の形成とアメリカ新古典派経済学—J.B.クラークの独占分析と反独占政策を中心にして」、第2章は西田稔経済学部教授の「分業論とイノベーション」、第3章は井上拝智経済学部教授の「福田徳三の企業論—厚生経済学への道」である。第Ⅱ部は4つの章から成り、第4章は小西唯雄名誉教授の「自由主義経済体制と競争政策」、第5章は鈴木多加史経済学部教授の「経済のサービス化と産業構造」、第6章は土井教之経済学部教授の「英国における公的規制と消費者組織—消費者投入問題」、第7章は北山俊哉法学部助教授の「産業ガバナンス構造と政治経済」となっている。第Ⅲ部も4つの章から成り、第8章は深山明商学部教授の「固定費集約性をめぐる問題」、第9章は海道ノブチカ商学部教授の「ドイツのコーポレート・ガバナンス」、第10章は小西砂千夫産業研究所教授の「日本型企業システムと企業倫理—日本型経営の評価と法人税

のあり方をめぐって」、第11章は石原俊彦産業研究所助教授の「公認会計士がコーポレート・ガバナンスに果たしうる役割—アメリカ州法の内容に基づいて」となっている。

各章のタイトルを一瞥しただけで、『産業と企業の経済学』という本書の内容の多様性と豊かさに目を見張るだろう。それゆえ、本書に盛り込まれている内容全てについて十二分に評価し、コメントできる能力のある人は少ないのではないかだろうか。その意味で、大学の講義テキストとしては使いにくいかと思われる。また、11人の研究者もテキストを意図していないかもしれない。しかし、講義する者が関心ある分野について参考文献として学生たちに提示するには、ごく最近のテーマを取り扱っている章が多いだけに、極めて魅力に富んだものと言える。

本書は各章がそれぞれの専門分野の専門家によって担当されているので、全体を読みやすくするためにどうか、詳しい「序章」が付け加えられている。これは編者の苦心の結果であろうし、本書を読む者には大いなる贈り物である。各章の内容に馴染みのない読者は、まず各章を読む前に、この序章に当たってだいたいの見当を付け、その知識に基づいて各章を読めば、理解しやすくなることは間違いない。そのような配慮が十二分になされている。しかし、そうは言っても初めての分野は理解しにくいのは当然である。やはり勉強しようと思えばどの分野でも、それ相当の覚悟や努力がいるのはやむを得ない。

第Ⅰ部「理論・学説史的展開」の目的は「今日の経済問題の本質を学説史的な視点から分析

する手だての一環を描写することであり、「学説史的な分析の重要性を明確にすること」となっている。この学説史的観点から第1章を読み進めると、まずトラスト・独占問題の認識の始まりは、1870年代のアメリカ合衆国にあることが強調されている。南北戦争が終わったのが1865年で、明治元年は、それより3年後の1868年、今から130年前であった。そのような早い時代に米国ではトラストや独占が人々の関心を引いていたのである。この問題に対処するため、1890年にシャーマン・反トラスト法が制定されたことは周知の事実だが、「独占放任政策」('let alone' policy) が支配的な当時の社会情勢のもとでは、トラスト・独占を規制することが出来なかった。しかし、このような独占放任政策に批判を向けたのは、ドイツに留学し、帰国したJ.B.クラークら若手の新進気鋭の学者であった。田中教授は、このクラークに着目し、彼が競争原理や競争組織に疑問を抱いていた「キリスト教社会主義」の時代から「進歩的自由主義」へ思想的に転換する中で、「完全競争、静態を前提とした限界生産力的分配理論の構築」に成功したそのプロセスを学説史的に丹念に追求している。クラークはこの思想的転換を通じて、集中=独占という考え方を廃し、集中には規模の経済性があるとの認識に立ち、潜在競争が確保されておれば、大企業でも経済的に好ましい、という今日、産業組織論でいう「有効競争」の考え方へ到達した。今日では、息子のJ.M.クラークが産業組織論の分野で引用されることが多いので、J.B.クラークの業績を研究した意義は大きい。

第2章では、西田教授がイノベーション、とりわけ技術革新が生まれる過程を分業理論との関連で取り扱っている。分業と言えば、アダム・スミスだが、本章でもスミスの分業論がまず最初に検討され、次いでマルクスの分業論を取り扱われている。マルクスの『資本論』はこれから読まれる機会も少ないのであろうし、ましてや彼の分業論に着目する人も少ないのであろうと思

われるから西田教授の本書での詳細な分析は貴重である。西田教授はマルクスの検討を通じて「分業に基づく協業」(die auf Teilung der Arbeit beruhende Kooperation) という重要な概念に着目し、これが「現代のイノベーション理論における決定的に重要な論点」を形成していると説く。そして、イノベーションを促進する条件としてマイケル・ポーターの「産業のクラスター化」を挙げている。今日の経済のグローバル化の中で国際的な競争というものを考えて行くとき、ポーターの理論は極めて重要な意味を持っており、国際的な産業組織論を考える重要な手がかりを提供している。

第3章は、厚生経済学と説いた福田徳三の企業論が取り扱われている。福田は、ドイツの歴史学派の研究から出発したけれども、それに失望し、歴史学派から去った。この点はオイケンの研究経過と類似している。井上教授は、歴史学派に失望した福田が、マーシャルの『経済学原理』に着目し、「國富を充実させる」「価格の経済学」を「国民生活の安固充実」を目標とした厚生経済学へ展開させていったプロセスを詳細に追求している。富国強兵の時代に国民の福祉の研究に注目した福田の視点は、興味深いが、ただ、福田の主著が明治末から大正時代に発表されたものであるだけに、そこで使用されている言葉が筆者には難解であった。

第II部「政策的展開」の最初の章は、小西名誉教授の「自由主義経済体制と競争政策」で、教授がドイツフライブルク大学で師事した、ノーベル経済学賞受賞者フォン・ハイエク教授の「発見的手続きとしての競争」論を基礎に、自由主義経済（市場経済）体制に頼る以外に経済問題は解決できないことを説いている。アメリカで展開された産業組織論をわが国に導入し、それを発展させた小西教授は、欧米における「自由」の概念と「競争」との関係を重視し、コーワイン・エドワードらが展開した「有効競争」体制を詳述している。有効競争論は、現実政策が追求すべき競争体制で、規模の経済性と

競争原理の利点を同時に享受するもので、第1章のJ.B.クラークの流れを発展せしめた議論である。教授が主張するように「人間の知識が不完全」であるが故に、我々は試行錯誤を繰り返さざるを得ないが、そのような試行錯誤の繰り返しを許す自由が、我々の社会には不可欠である。この自由が教授の指摘するように「独占を形成する自由」であってはならない。この点について、筆者は個人的には、教授がフライブルク大学で研究されたオイケンの「競争秩序」や『経済政策原理』について本文で詳しく言及していただきたかった。そして、シカゴ学派との比較をしていただければ、現在のわが国で呼ばれている「規制緩和」の意味について我々に示唆に富む議論を展開していただけたのでは、と思われる。なお、筆者は、小西教授のような議論がわが国に少ないことを嘆いているものであるだけに、この種の議論が教授の議論を中心にさらに展開されることを期待するものである。

第5章は、経済のサービス化が進展している現状では、「産業」という概念を拡充する必要がある、という議論である。鈴木教授が指摘するように、「産業」はミクロとマクロの中間形態として位置づけられ、分析対象によって様々に定義付けられてきた。鈴木教授が本章で対象とする産業は、「産業構造論」で取り上げられる産業分類で、第1次、第2次、第3次というのが代表的な分類である。この分類では、最近の経済の動きを正しく取り扱えないとして、新しい分類の試みがなされている。経済の動きを理解するためには分類を常に修正し、現実の動きに合うようにする必要があることは言うまでもないが、教授自身が指摘しているように、理論で展開する分類の動きに現実のデータがなかなか追いつかない、というのが問題である。現実にデータがなければ、この種の分析はどうしようもなく、今後の進展に期待する以外にないだろう。まさに「今後の課題」と言わざるを得ない。

第6章は、エネルギー、通信、水道、輸送な

どの「ネットワーク型産業」に対する英国の民営化、規制・規制緩和を取り扱っている。この分野の価格が高いことは我が国の特徴となっている。それは消費者の声がこの分野の価格決定に届いていないからである。土井教授は、英国の最近のこの方面での動きを詳細に分析し優れた業績を残している。そして英国では、産業別の「公的消費者組織」が消費者利益代表として行動し、規制事務局の規制長官がこの公的消費者組織に諮詢してその意見を聞くことが制度化されていることを指摘している。ここで問題なのは、「公的」消費者組織が消費者の利益を真に代表しているか、ということである。市場経済の下では、原則として価格は需要と供給によって決まる。ここで決まった価格が高いとか安いとかいうことを公的消費者組織がどのようにして判断できるのであろうか。その点が多いに疑問として残る。市場経済の運営原則として「競争は可能なときに、規制は必要なときに」という基準が必要であろう、と言われるが、これは「可能な限りの競争、必要な限りの計画」というドイツ社会民主党の社会的市場経済を承認したときの綱領を思い起こさせる。消費者保護といわれるときに、消費者と離れた政府の意図が入り込む心配がないのかどうか、それが危惧される。

第7章は、産業ガバナンスの問題である。北山助教授は、各国の経済・産業制度や慣習が収斂するか否かを特に産業に焦点を絞って検討している。かつて体制収斂説なるものが流行った時代があった。これは経済体制がある方向に収斂するか否かを論じた議論であるが、各国にはそれぞれの歴史的、文化的事情があり、収斂しないというのが大方の見解であった。北山助教授はハーバート・キッチャルトの研究を分析し、さらにそれを基礎に日本の下請け制度についても検討を行い、「各国あるいは各地域の産業のあり方は、歴史経路依存的な発展をしてきており、グローバリゼーションにもかかわらず、各國経済は簡単には収斂しないだろう」と結論付

けている。この結論には概ね賛成だが、収斂を1点に収斂すると解釈するのか、ある程度幅のある範囲に収斂すると解釈するのか、それによっては結論に差が出て来るかもしれない。筆者自身は、産業のあり方は各国の歴史的、文化的違いがあるにもかかわらず、産業の分野では、このグローバリゼーションの流れのなかで、ある範囲に収斂するものと考えている。EUは、キリスト教文化圏という限定はあるものの、ここでの産業のあり方は一つの収斂の型を示すものではないだろうか。

第Ⅲ部は、「経営学的展開」で、正直言って、筆者の守備範囲外である。経営学を勉強したことのない者が経営学者の論文についてコメントするなどとはもってのほかではあるが、本書に含まれているのでやむを得ない。第Ⅲ部を担当された諸先生方には初めから非礼をお詫びする次第である。

第8章は、ドイツ企業の固定費の問題を取り扱っている。戦後西ドイツは社会的市場経済(Soziale Marktwirtschaft)というスローガンの下に経済が運営されてきた。経済復興当初は、「市場経済」の方が重視されてきたが、経済が復興するにつれて「社会的」という要素が重視されるようになった。深山教授がベッカーから引用しているように「債権者保護、従業員保護、企業年金保護、労働協約に基づく高齢の従業員に関する雇用保護」などの企業にとって固定費となる要素が増えてきた。これらの企業を圧迫する固定費問題を深山教授は、具体的な調査データを下に分析している。教授の研究成果は、ドイツには規制が少ないと考えていた筆者には大きな驚きだが、他方、これだけの固定費を持ちながら何故ドイツ企業は今もなお世界的な競争力を持っているのか、それがまた不思議でもある。ドイツ統一が成ってほぼ10年になるが、何故東部地区への投資が進まないのか、疑問に思っていたが、この固定費の問題が一つの原因かもしれない、ということを筆者に示唆する論文である。深山教授は、多数のドイツ文

献を涉獵していることが「注」に掲げられている文献から理解できるが、そこに若干のミスプリントがあることを指摘しておきたい。

第9章は、ドイツのコーポレート・ガバナンスの問題で、ドイツ企業の経営の仕組みの特徴を取り扱っている。ドイツの共同決定法や経営組織法は、他国に見られない制度で、海道教授は、共同決定法や拡大共同決定法における取締役会と監査役会の仕組みや役割について詳論している。これらの制度は主に「株式会社」に適用されるもので、企業と言えば何でも株式会社と思われる我が国と違い、ドイツでの株式会社の割合が1992年でわずか0.08%で、会社数にして2,164社に過ぎないことがデータで示されている。

ドイツの共同決定法における大きな問題点の一つは、監査役会に労資同数の代表を送り込めるために、労資の妥協が成立しやすいことである。もちろん海道教授が指摘しているように両者が完全に同権ではなく、資本の方が有利にならっているが、紛争を回避するために労働者側の要求を資本側が安易に受け容れ、それがコスト高となって価格に反映されやすいという問題がある。筆者の関心点と海道教授の本論文での問題意識とは若干異なるが、かつて「経済的共同決定」という論文を書いたことのある筆者にして見れば、これらの企業の物価がどうなっているか、注にでも指摘していただければ、参考になった。

第10章は、今日わが国で非常に議論されている「企業倫理」の問題である。最近の企業不祥事を見ていると、「日本型企業システム」の中に不祥事を引き起こすような要因が潜んでいるのかと疑いたくなる。小西砂千夫教授は、この問題を検討し、「企業倫理の喪失は日本型経営がもたらした必然的な課題ではない」と結論する。しかし、これが現代の日本企業のアキレス腱であると認識する教授は、日本型企業システムの再生のために、倫理違反を金銭で換算できる仕組みを作り、それを政府が監視し、倫理違

反にペナルティを与える制度を提案すると同時に、公共心の涵養のために「自治会や消防団、あるいは祭礼団などの地域ボランティア組織」をリニューアルして都市に根付かせる「都市型地域コミュニティ」を提案している。後者の提案は極めてユニークなものであり、検討に価するだろう。

第11章は、公認会計士がコーポレート・ガバナンスにどのような役割を果たせるか、という極めて現在的な問題を取り扱ったものである。というのは公認会計士が企業の審査を適切に行えるかどうかという問題が話題になっているからである。石原助教授は、企業を統治するのは誰か、というテーマの中で、企業を株主のものではなく、「社会的公器」と捉え、そこでは企業の説明責任（アカウンタビリティ）と情報公開（ディスクロージャー）が重視されると考える。そのような観点から、この分野での先進国であるアメリカの実態を研究し、公認会計士の役割の重要性を説く。しかし、石原助教授が指摘するように公認会計士の役割が単に企業が公表する情報としての財務の監査に留まっていては駄目で、マネジメント・コンサルティング的な役割を果たす必要がある。また、わが国の実態では、公認会計士が経営者側に取り込まれ、第三者的な判断を下せないところが問題であるように思われるが、公認会計士がコーポレート・ガバナンスで重要な役割を果たすために石原助教授はどのような制度を考えられておられるのであろうか。